

第597号
2018年3月9日

共同実施を断念させよう

東学



東京都学校事務職員労働組合
東京都新宿区高田馬場 3-14-14
03-3367-6783
東学Web <http://tougaku.net/>

都教委「学校における働き方改革推進プラン」に解明要求提出 ～事務職員に過大・非現実的な負担を求める

21教総総第1669号「標準的職務」通知を蒸し返すな～ ～都教委は学校事務職場をブラック化するつもりか?!～

都教委は2月8日、「学校における働き方改革推進プラン」(以下「プラン」)を11月の「中間のまとめ」、12月のパブリックコメントを経て公表した。

しかし、最終の「プラン」は「中間のまとめ」同様、「学校における働き方改革」を謳いつつも、その中で述べられている内容は専ら教員の勤務時間に関する事柄のみであり、その視点からの検討にしか問題意識が持たれていない。都教委は、事務職員については、安易に教員の過剰業務を押し付けることができる負担転嫁先としか考えていないようだ。

東学は2月15日、都教委に対し、『「学校における働き方改革推進プラン」』についての解明要求を提出した。専ら教員の勤務時間の視点からの検討にしか問題意識を持たず、学校という事業所運営全体に目を配ろうとはしない都教委に抗議するとともに、事務職員の労働条件に関わる事項について解明を要求する。都教委が標準定数法を無視して小中学校事務の補正定数を廃止し、国基準で400～500名の欠員を生じさせてきた事務職員定数の現状、未だに学校給食費などの学校徴収金が私費会計として扱われていることの違法性と公会計化の必要性等について都教委を追及していく。

【「都費事務職員の標準的職務内容について改めて周知」(!?) 学校事務職場がブラックに(泣)】

「プラン」は「都費事務職員の標準的職務内容について改めて周知する」としている。それは2010. 1. 29付で地教委に通知した21教総総第1669号「学校事務職員の標準的職務について(通知)」の「学校事務職員の標準的職務(別表)」(以下、「標準的職務表」)を再周知することを意味するものと思われる。

しかし「標準的職務表」なるものには、出勤簿管理・私費会計・窓口対応・学校施設開放事務など一切切の業務が盛り込まれている! とも1校1名の事務職員に処理できる業務量ではなく、その過大さ、非現実さのため、実際にはどの地区でもこの「標準的職務表」はお蔵入りしてきた。都教委はそれを「改めて周知する」として蒸し返そうとしているのだ。都教委は学校事務職場をブラック化するつもりなのか?!

【学校徴収金の公会計化はやる気なし。私費会計のまま事務職員に押し付けようとしている】

学校給食費などの学校徴収金が私費会計として扱われていることに対し、国はようやく、それが地方自治法に照らして違法状態であること、またその業務が学校職員にとって大きな負担となっていることを認めるに至っており、「公会計化することによって学校職員の業務ではなく自治体の業務とすべきである」との方向性を示している。そのことは文科省の「学校における働き方改革に関する緊急対策」(2017/12/26)でも述べられ、学校徴収金の徴収・管理は「基本的には学校以外が担うべき業務」とされている。

にもかかわらず、今回の都教委の「プラン」では、「文部科学省の緊急対策を踏まえた学校給食費等の公会計化を検討」と記載されているのみ。都教委は学校徴収金の公会計化については明らかにやる気がなく、そればかりか、前述の標準的職務表によって、学校徴収金を私費会計のまま事務職員に押し付けようとしているのだ。

【2018年度中に「区市町村教育委員会における実施計画の策定」(!?) 都教委にそんな権限はない】

都教委は今回の「プラン」の位置づけについて、「区市町村教育委員会における実施計画の策定を促し、その取組を支援することを目指す」ものとしており、「平成30年度中に策定するよう促していきます」としている。

しかし、都教委には、身分的には区市町村職員である義務制学校事務職員の職務内容を定める法的根拠などない。21教総第1669号通知はいわゆる「技術的助言」に過ぎず、各地教委を拘束できるものではない。

事務職員に過大かつ非現実的な負担を負わせ学校事務職場をブラック化する「標準的職務表」の実施計画化などさせてはならない。

義務制学校事務職員への差別的取扱いは許さない ～「義務制学校事務職員に対する差別的取扱いの是正を求める要求書」を提出～

東学は、2月15日、都庁入退場手続き及び人事異動の内示情報の取り扱いに関し、都教委に「義務制学校事務職員に対する差別的取扱いの是正を求める要求書」を提出した。

2月9日から都庁の入退庁が機械化された。以降、他局・都立学校の都職員は職員証をゲートにかざして入退庁している。

しかし義務制教職員のみに一般部外者と同様の扱いをされ、「来庁者受付票」に記帳後、受付で発行されるICカード「一時通行証」をゲートにかざして通過するという手続きを踏まなくてはならない。

しかも2月9日の機械化ゲート導入以前には、総務局内規により、他局の職員には職員証の提示による通過のほか、都職員共済組合員証での通過も認められていたことが判明！公立学校共済東京支部組合員証での通過は、東学の要求にもかかわらず認めてこなかったのに！

東学はこのような一連の差別的取扱いに抗議するとともに、当面、公立学校共済組合員証・(一財)東京都人材支援事業団会員カードを利用した簡易な手続きを取るよう要求した。

また、他局・都立学校の職員はTAIMSにより、異動内示名簿の閲覧が可能。にもかかわらず、義務制学校事務職員のみ、ほとんどの地区で異動内示名簿を閲覧できないという状況が続いている。都教委からの異動内示名簿が地教委止まり、学校に送信されないという地区がほとんどだからだ。

東学は、内示時期には地教委に対し各校への速やかな内示情報送信を要請するなど、義務制学校事務職員が少なくとも学校関係の異動情報について、他局・都立学校より遅れることなくアクセス可能となる手段を講じるよう要求した。

都は長年にわたり、県費負担教職員である義務制学校事務職員の任用等について行政系都職員(警察・消防を除く)と同一基準で行ういわゆる「任用一本化」政策を採ってきた。それならば、法令で別段の取扱いが定められているものを除き、基本的に他局の職員と同一の取扱いを行ってしかるべきだ。

【Colum】

組合内外を問わず、毎年、事務職員の全国大会やブロック単位の大会が開かれる。

全国的な交流・親睦としては十分意義がある。

一方、職務問題に関してはどうか？東京の立場から見ると、他県と東京とではあまりにも状況が違いすぎて、具体的な参考にはならない。

全国的には、事務室業務は総務事務(給与・旅費等)が中心で、契約はやっていない、やっているとしても予算規模が相当に小さいというところが多い。そのような県や政令市では、総務事務が将来的には集約化・発生源入力化で縮小していくという予測の中で、「学校事務の職域は今後、生き残れるのか」という危機感を強く持っている。そのことが他県の事務職員を、職務を拡大していこう、また今年度から施行された新学校教育法に則ってこれまでの「事務に従事する」事務職員から「事務をつかさどる」事務職員に積極的に変わっていこう、という方向

に向かわせているようだ。それは事務職員の職務確立のための(同時に「雑務」の押し付けをさせないための)取り組みとして重要なことだと思われる。

しかし、それをそのまま東京に当てはめようなどと考えたら大変だ。たちまち事務室はブラック化、過労で死屍累々の惨状となるだろう。(言葉の本来の意味ではたしてそうかどうかは別として)東京の事務職員はすでに充分「事務をつかさどって」いる。東京では、仮に総務事務が縮小したとしても、決して事務室業務はなくならず、事務職員が暇を持て余すような状況にはならないのだ。

また他県の共同実施も東京のそれとは全く別物。

それに加えて、都教委が標準定数法を無視し、補正定数を廃止したせいで、東京の事務職員定数の充足率は全国最低だということも忘れてはならない。

ゆめゆめ、「全国の仲間と倣って東京の私たちもがんばろう！」などとは考えない方がいい。